

高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案からの 主な変更点について

1 介護保険事業の総事業費

介護報酬改定（平均 1.59%引き上げ改定）及び特定入所者介護サービス等給付額の見直しによる影響【P102～105】

図表 1 第9期介護保険事業計画の総事業費の見込み額

(単位:千円)

	第9期期間の各事業費合計額		差額 (B-A)
	報酬改定等 反映前(A)	報酬改定等 反映後(B)	
介護保険事業の総事業費	15,988,935	16,174,079	185,144
標準給付費	14,656,047	14,828,687	172,640
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	13,928,384	14,143,383	214,999
介護給付費	13,273,301	13,478,795	205,494
予防給付費	655,083	664,588	9,505
特定入所者介護サービス費等給付額	284,919	236,138	-48,781
高額介護サービス費等給付額	367,457	373,879	6,422
高額医療合算介護サービス費等給付額	61,170	61,170	0
審査支払手数料	14,117	14,117	0
地域支援事業費	1,317,838	1,330,340	12,502
介護予防・日常生活支援総合事業費	783,584	796,086	12,502
包括的支援事業・任意事業費	534,254	534,254	0
保健福祉事業	15,051	15,051	0

(注1) 報酬改定反映時期や介護職員の処遇改善等の考慮の関係で一律 1.59%の反映とはなりません。

(注2) 端数処理により合計が一致しない場合があります。

2 介護保険料の基準所得金額変更による影響

介護保険料の基準所得金額の変更【P107】(下線力所)

図表 2 第 9 期介護保険事業計画の保険料の段階設定と年間保険料額

段階	対象者	保険料(円)	負担割合
第 1 段階	生活保護を受給している方、中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	17,790	×0.285
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額とその他の合計所得金額(注 1)の合計が	80 万円以下の方	×0.485
第 3 段階		80 万円を超え 120 万円以下の方	
第 4 段階		120 万円を超える方	×0.685
第 5 段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民非課税で、本人の前年の公的年金収入金額とその他の合計所得金額(注 1)の合計が	80 万円以下の方	×0.85
第 6 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額(注 2)が	80 万円を超える方	×1.0
第 7 段階		120 万円未満の方	×1.2
第 8 段階		120 万円以上 210 万円未満の方	×1.3
第 9 段階		210 万円以上 320 万円未満の方	×1.5
第 10 段階		320 万円以上 420 万円未満の方	×1.7
第 11 段階		420 万円以上 520 万円未満の方	×1.9
第 12 段階		520 万円以上 620 万円未満の方	×2.1
第 13 段階		620 万円以上 720 万円未満の方	×2.3
		720 万円以上の方	×2.4

3 「1・2」による保険料影響額

保険料への影響額・・・月額 12 円の引き上げ

想定していた基金取り崩し額を増額し、保険料基準額については月額 5,200 円(年額 62,400 円)に据え置く。

4 実績見込み値、文言等の修正・追加・削除

新たな複合型サービスの創設について（削除）

第9期介護保険事業計画期間においての実施は見送ることとなったため、項目を削除。

（介護予防）認知症対応型共同生活介護の見込み値【P66・67】（修正）

素案完成後に市内1施設より次年度以降、介護保険以外のサービスへ転用する旨情報提供がありました。

これを受け、事業計画書記載の(介護予防)認知症対応型共同生活介護の見込み値を見直すとともに、当該施設からの転居を考慮し、他の施設サービス(介護老人福祉施設、介護老人保健施設)の見込み値を変更。

認知症施策の推進について【P33・37・93～95】(文言追加・項目追加)

令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和6年1月に施行されたことを受け、重点課題「認知症施策の推進」の内容を一部変更、追加。

(項目新規追加)

「認知症の早期発見・早期対応」

(項目名称変更)

「認知症となっても住みやすい地域づくり」 「認知症バリアフリー化の推進」